

(受水槽の設置等)

第16条 一時に多量の水を使用するとき、その他使用目的により一定限度以上の水圧を必要とするとき、若しくは給水の停止により危険の増大するボイラー等の装置を備えるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、受水槽を設けなければならない。

- (1) 3階建て以上の建物に給水する場合
- (2) 建物が5棟以上のもの又は住居規模が5戸以上の共同住宅(店舗、事務所等を含む。)に給水する場合
- (3) 病院や診療所、介護保険施設等で災害時、事故等による水道断減水時にも、給水の確保が必要な場合

参考：病院とは医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させる施設を有するもの（医療法第1条の5項）

診療所とは医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの、又は19人以下の患者を入院させる施設を有するもの（医療法第1条の5項の2）

- (4) 浴場、理容院、美容院、宿泊施設、飲食店（店舗併用住宅を含む）その他水道水を多量に使用する業種又は水道水を営業に使用する業種で、管理者が必要と認める場合

2 受水槽の容量は、計画最大使用量の8時間以上の容量とする。

3 受水槽は、付近に雑排水、汚水、便所、浄化槽等のある場所に設置してはならない。
また、受水槽は、水槽外部の6面を点検することができる構造とする。